

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年11月7日開催 日本暗号資産取引業協会]

1. 暗号資産取引に係る注意喚起について

- 国連安保理・北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが2022年10月7日に公表した報告書では、北朝鮮当局の下部組織とされる「ラザルス」と呼称されるサイバー攻撃グループが、暗号資産交換業者等を標的にサイバー攻撃を行い、暗号資産の不正な窃取に関与している、と指摘されており、我が国の暗号資産交換業者も、ラザルスによるサイバー攻撃の標的となっていることが強く推察される状況にある。
- こうした状況を踏まえ、10月14日、暗号資産取引に関わる個人・事業者に対し、暗号資産を標的とした組織的なサイバー攻撃が実施されていることを認識いただくこと、不審な動きを検知したときは速やかに情報提供いただくこと等を、金融庁・警察庁・内閣サイバーセキュリティセンターの連名で注意喚起した。日本暗号資産取引業協会においても、暗号資産交換業者が適切なセキュリティ対策を講じるよう、お願いしたい。

2. Web3.0に関連した政府の取組みについて

- 「経済財政運営と改革の基本方針2022（2022年6月7日付閣議決定）」において、「ブロックチェーン技術を基盤とするNFTやDAOの利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備」が盛り込まれた。これを踏まえ、デジタル庁が開催する「Web3.0研究会」において、Web3.0の環境整備に係る議論を行っているところ。
- 金融庁においても、Web3.0に関する施策を金融面から推進するため、8月31日に公表した「金融行政方針（2022事務年度）」において、暗号資産について利用者保護に配慮した審査基準の緩和やNFT等のブロックチェーン上で発効されるデジタルアイテム等における暗号資産該当性に係る判断基準の明確化などを盛り込んだ。暗号資産取引業協会においても、

CASC の早期導入に向け手続きが進捗しているものと承知している。
Web3.0 の健全な発展に向けて、これまで以上に連携を強化していきたい。

- 一方、Web3.0 や暗号資産の健全な発展のためには、暗号資産を用いた詐欺的事案や無登録業者への対応が必須であると考えている。暗号資産取引業協会においても、無登録業者に対する様々な取組みを行っていることと承知しているが、更なる対策の強化に向けて、協力していきたい。

3. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

(1) 2022 事務年度のマネロン検査について

- 金融庁は、2022 事務年度も、預金取扱金融機関や資金移動業者、暗号資産交換業者に対して、マネロン検査を鋭意実施する予定。2021 事務年度と同様に、金融庁マネロンガイドラインにおける「対応が求められている事項」の対応実施状況を中心に検証を行うものであり、引き続き、金融機関側において、何をどこまで対応すればよいかが明確になるような検査に努めていきたい。
- 各事業者におかれては、こうした検査や 2022 年 8 月に公表した改訂版 FAQ 等も活用して、鋭意態勢整備を進めていただきたい。

(2) マネロン対策等に関する半期フォローアップアンケートについて

- 各金融機関で進められているマネロンリスク管理態勢の整備状況について確認するため、昨年同様、各金融機関にフォローアップアンケートを送付した。
- アンケートについては、各金融機関より先月までに回答をいただいている。
- 2024 年 3 月末までの態勢整備の期限まで残り約 1 年半となっている。金融庁としては各金融機関の取組状況を継続的に把握したいと考えており、今後とも協力をお願いしたい。

(3) マネロン対策等に係る広報について

- 金融機関が継続的顧客管理を適切に実施していくためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であることから、金融庁においては、各業界団体との連名チラシの作成や、政府広報、オンライン広告の配信等を通じて、積極的に情報発信を行っている。
- 2022年3月にオンライン広告を配信し、金融庁のHPへのアクセスが増加するなど効果を確認できたため、9月から再度、オンライン広告を実施しているので、ご覧いただきたい。
- 金融庁では引き続き、継続的顧客管理に係る広報を積極的に進めていくので、各協会で行われているマネロンの広報活動について連携していきたい。

4. 暗号資産等に関する国際的な議論

- 10月12・13日に米国・ワシントンDCにてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、会議終了後に議長総括が公表された。今後は11月半ばに首脳会議が開催される予定。
- 今回のG20には、暗号資産について、FSBから3つの報告書が提出されたので、その内容を紹介したい。会議後に公表されたG20財務大臣中銀総裁会議の議長総括においては、これらの報告書への歓迎が示されている。
- FSBからの3つの報告書は、具体的には、
 - ・ 第一は、暗号資産に対する9つのハイレベルな規制監督上の勧告案に関する報告書であり、金融システム安定にリスクを及ぼす可能性のある全ての暗号資産関連の活動、発行者、サービス提供者に包括的に適用されるものである。
 - ・ 第二は、2020年10月に公表された「グローバル・ステーブルコインの規制・監督・監視に関するハイレベル勧告」の見直しに関する報告書であり、2022年前半の暗号資産市場の混乱等を踏まえ、償還請求権確保の強化などが図られている。

- ・ 第三は、これら二つの勧告案の位置づけや、今後のFSBの作業方針に関する報告書である。FSBは、暗号資産及びグローバル・ステーブルコインに対する勧告を2023年夏までに最終化させ、その後は2025年末までに各法域での実施状況のレビューを行う予定である。
- 国際的な議論を受け、既に米国や欧州等では規制枠組みの整備に向けた動きが本格化しており、今後、FSBの勧告をいかにグローバルに実施していくかについて、議論が深まっていくものと考えている。

5. FATFにおける暗号資産に関する議論の状況

- 昨今、暗号資産については、対露制裁逃れに悪用されているのではないかといった懸念、また、ランサムウェア攻撃の身代金として用いられる事案も発生している。こうした背景から、最近のG7・G20の場でも、暗号資産に関する通知義務、いわゆるトラベルルールを含む、FATF基準のグローバルな実施の重要性が認識されているところである。
- FATFでは、2019年6月に暗号資産に関する基準を最終化した後、官民における基準実施状況のモニタリングや業界との対話等を行い、年1回のペースで、トラベルルールを含むFATF基準のグローバルな実施状況について、その現状と課題をレビューした報告書を公表している。その一環として、2022年6月末、暗号資産にかかるFATF基準の実施状況や暗号資産市場のリスク動向（DeFi, NFT等）について整理した報告書を公表しており、そのポイントを3点紹介する。
- 1点目は、世界的に見て、暗号資産に関するFATF基準（勧告15）の実施は不十分ということである。暗号資産の容易に国境を越えて移転できる性質に鑑み、グローバルなFATF基準の実施が重要である。
- 2点目は、トラベルルールの実施についてである。民間セクターの技術的ソリューション開発は、一定程度進展しているものの、各国におけるトラベルルールの法制化の遅れが課題とされている。日本では、ステーブルコインは、改正法が成立し、暗号資産については、今次臨時国会での成立を目指している。これらの法律が施行されれば、我が国のトラベルルールの法制化が実現することになる。今後とも、グローバルなトラベルルール

の実施に向けて、FATF のコンタクト・グループの場も利用しつつ、民間セクターや他国当局ともよく対話を進め、対応していきたい。

- 3点目は、新たなリスクや最近の暗号資産市場の変化である。FATF は、分散型金融 (DeFi)、非代替性トークン (NFT) 等の新たなサービス、制裁回避やランサムウェア攻撃など、新たなリスクにも注視していくこととしている。
- 最後に、2022年6月、金融庁の羽渕国際政策管理官がFATFの基準改訂等を担当する部会の共同議長に就任し、10月には、牛田国際資金洗浄対策調整官が暗号資産関係の作業を担当するコンタクト・グループの共同議長に就任したことを紹介したい。共同議長職を、①我が国の実情や考え方を国際的な議論に反映する、②世界の議論を国内に十分に紹介し我が国のマネロン等対策の向上に繋げるといった観点から、有効に活用してまいりたい。引き続き、日本暗号資産取引業協会と緊密な連携をお願いしたい。

6. FATF 勧告対応法案による犯罪収益移転防止法の改正について

- 10月26日に「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」(通称「FATF 勧告対応法案」)を国会に提出した。
- 本法案では、犯罪収益移転防止法の改正により、暗号資産の移転に係る通知義務(いわゆるトラベルルール)を課すなどの措置を講じることとした。
- 暗号資産取引業協会では、既に、自主規制規則を改正して、トラベルルールの実行に向けた取組みを始めていると承知しているが、こうした措置は、トラベルルールの的確な履行を後押しするものと考えている。

7. 改正資金決済法を受けた政府令の整備等について

(1) 改正資金決済法を受けた政府令の整備について

- 2022年6月に成立・公布された改正資金決済法について、2023年6月までの施行を目指して、現在、政府令・ガイドラインの準備を進めており、業界の事業者から事前に意見を伺っている。
- 令和5年度の税制改正要望において、電子決済手段に係る所要の税制上の措置を要望している。
- なお、
 - ① 国内で登録等を受けていない者が発行したステーブルコインの取扱い
 - ② アンホステッド・ウォレットとの取引を行う場合の規律については、先日意見を伺ったところ。

(2) 令和5年度税制改正要望（暗号資産関係）について

- 令和5年度税制改正要望において、自己保有分暗号資産について、法人税の期末時価評価課税の対象外とすることを税務当局（財務省・総務省）に要望している。

(3) 「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」について

- 2021年7月に設置した「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」では、第7回会合（10月4日開催）において、いわゆるWeb3.0を念頭に、分散台帳技術等を活用した最近の動向として、その全体像や金融の役割・位置づけについて議論が行われた。

8. マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及と利活用の促進について、協力をいただき感謝申し上げます。政府では本年度末までにマイナンバーカードが「ほぼ全国民に行き渡る」ことを目標に掲げ、普及と利活用の促進を強力に推進している。
- 2022年10月公表のデジタル庁の調査（第5回調査）によれば、マイナンバーカード取得率は、全業種合計で64.3%である。金融庁としても、政府目標の達成に向け、各金融機関における取得率や取組状況をより詳細に確認していくことを考えている。

（参考）第5回（2022年8月26日～9月2日）調査における金融関連の業種の取得率

全体の取得率：64.3%

補助的金融業等；73.8%（7位）

金融商品取引業、商品先物取引業：68.3%（16位）

保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）：67.3%（20位）

銀行業：67.3%（21位）

貸金業、クレジットカード等非預金信用機関：62.4%（64位）

協同組織金融業：60.9%（73位）

- マイナンバーカードの普及促進に向け、
 - ・ 市区町村の実施する出張申請サービスの利用
 - ・ 申請のとりまとめなど、取得についての組織的なサポート
 - ・ 取得のメリットの社内周知や、入社時における取得に係る周知などの取組みを実施している金融機関もあり、こうした取組事例を参考にしつつ、更なる取組みに尽力いただきたい。

（以 上）